

保証人の「過大な責任」

— フランス保証法における比例原則

能登 真規子

一 問題の所在

- 二〇〇四（平成十六）年の民法改正により、保証契約は書面を要する契約となつた〔民法四四六条二項〕（電磁的記録でもよい〔同三項〕）。さらに、社会問題化していた貸金等根保証契約については、期間と金額の定めのない包括根保証⁽¹⁾の効力が否定され、極度額の定め、元本確定期日が不可欠となり、元本確定事由も明文化された〔民法四六五条の二（四六五条の四）〕。これらの改正は、「保証人が過大な責任を負いがち」である状況の改善を目指したものであり、契約締結にあたって責任範囲に関する保証人の予測可能性を確保すること、および、保証の要否と必要な範囲についての保証人による慎重な判断を可能とするとの二点が配慮された。⁽³⁾

保証は、保証人が自己の全財産をもつて保証債務を履行する義務を負うので、物上保証以上に危険な制度である。⁽⁴⁾

保証人の「過大な責任」（能登）

一 問題の所在

- 一 問題の所在
- 二 フランス保証法における比例原則の出現とその背景
- 三 法律と判例、それぞれの比例原則
- 四 比例原則の現在と将来
- 五 結びにかえて

しかし、保証の規定は、任意規定が多いとされる債権法の中に置かれており、基本的に、当事者の契約自由に委ねられている。⁽⁵⁾以前より、利他性、人的責任性、無償性、情義性、未必要性、輕率性といったものが保証契約の特殊性として指摘されていたが、それらの性質が直接的に保証契約の効力に影響を及ぼすことはなかった。ただ、これは、「保証人が現実に履行を余儀なくさせられるような事態に立ち至るか否かは必ずしも確定的でない」ものについて、必ずしも合理的な判断を伴うことなく、保証契約が締結されてきたことを示している。今回の改正は、当事者の真に自由な意思決定を支え、私的自治の実効化を図ろうとするものである。保証人の置かれた状況の改善をいくらかは期待できるであろう。⁽⁶⁾

しかし、すべての問題が、保証人の予測可能性確保と保証意思の明確化だけで解消するわけでもないようと思われる。これで保証契約の適正化として十分であろうか。今日、保証契約は、法律上の利益だけを考慮に入れれば、もっぱら、リスクを引き受ける契約だといってよいであろう。⁽⁷⁾保証契約の締結によって保証人が受け取る給付・利益は、少なくとも法的には、存在しないからである。そして、現代では、民法の規定が描くような保証、すなわち、保証人の負担は主債務者の負担の限度を超える（付從性）、保証人の債権者に対する出捐は最終的には主債務者によつて補われる（求償権）⁽⁸⁾という構造からなる保証は姿を消し、保証債務（保証人の義務）の性質は変容している。保証人の引き受けけるリスクの負担は相當に重い。保証会社や信用保証協会が主債務者からの保証料の支払いを受け行う場合には、保証件数や保証料の率や金額、あるいは綿密に計算された上で設定される保証限度額によつて、保証に伴つて生じるリスクが管理されているものと推測されよう。これに対して、個人が無償で主債務者のためを思つて保証人になることを引き受けける場合には、リスク評価が十分ではなく、判断は甘いものとなりがちであろう。保証人の意思の明確化を図ったところで、それにはおのずと限界がある。しかも、保証人がきちんとその危険を認識したうえで、あえてリスクの高い保証契約を締結しているのだとしても、その契約の有効性が当然に不問となるわけではない。そのような保証契約が公序良俗に反し無効であると解される余地は残されるからである。⁽⁹⁾そのため、今回の民法改正とは異なるアプローチによる保証契約への規制もまた必要となつているように思われる。

従来、根保証（継続的保証、信用保証）については、金額や期間の定めのなされないものがしばしば存在した。

理屈の上では、その責任は無制限なものとなりえた。ところが、保証人の責任範囲が、当事者が締結した保証契約の中では明らかに何の限定もされていない場合であつたとしても、契約解釈の名の下に、保証人が主債務の全額を負担すべきであるとは解されない傾向が見られた。「保証人の責任を負うべき限度額が定められていないときにも、その責任は無限の額に及ぶと解すべきではなく、当該保証契約のなされた事情、保証される取引の実情などによってそこにおのずから合理的な限界があるといわなければならない。従って保証される債務が取引慣行に反して不合理に拡大したときは、保証の範囲は合理的に制限されるべきである」として、保証人の責任制限がなされた。裁判所も、しばしば、信義則等を根拠に保証人の責任制限を行つてきた。それは、当事者の意思に従うという原則を掲げつつ、しかし、当事者の意思には直接結びつかない要素を考慮することによって行う保証契約への介入であつた。また、限定根保証の事例についても、信義則等を根拠に、保証人の責任制限を行つた裁判例が存在する。このようないわば伝統的手法による保証契約への介入は、また、保証契約の適正さを志向するものであつたに違いない。しかし、そもそも、どのようなものが適正な保証契約であり、どういう状態であれば保証人が「過大な責任」を負っているというべきなのか。その点はいまだ明らかにされているとはいがたい。保証債務の金額以外には、保証人の負担の適正さ、过大さを判断する要素として、どのようなものを考慮すべきであろうか。

本稿では、フランス保証法に現れた比例原則（Principe de proportionnalité⁽¹⁶⁾）を検討の対象として取り上げる。比例原則は、当事者の権利義務の均衡（équilibre）、契約正義（justice contractuelle）等とともに、近時、フランス法のさまざまな領域において議論されている概念である。その中で、本稿が検討対象とする保証法における比例原則は、主として、保証人の約務（engagement）（以下、「保証債務」⁽¹⁷⁾という）と保証人の財産・収入との均衡を問題にするものである。⁽¹⁸⁾わが国の今回の民法改正においては、保証債務の金額について上限を定めなくてならないとする規制は導入されたが、保証人の支払能力に関する規定は設けられなかつた。⁽¹⁹⁾これに対して、フランスでは、保証人の支払能力がその保証契約の効力を左右する要素として位置づけられている。⁽²⁰⁾後述するように、フランスでも、か

つては、保証人の支払能力は保証契約の効力に影響を及ぼすものとはされていなかった。しかし、個人の過剰債務問題への対応を迫られる中で、個人の保証人を保護するものとして、消費法典の中に支払能力への配慮を求める規定が創設されるに至った。どのような背景のもとで比例原則が出現し、どのように展開したのか。また、比例原則の問題点は何か。

以上のような問題関心の下で、以下では、まず、フランス保証法における比例原則が出現した経緯〔二〕と判例上、立法上のそれぞれの比例原則の展開〔三〕を追う。その後、比例原則の現状と将来に向けた若干の検討を試み〔四〕、結びにかえることとしたい〔五〕。

二 フランス保証法における比例原則の出現とその背景

1 民法典における保証人の支払能力

フランス民法典二二九五（旧二〇一八）^{〔2〕}条は、保証人の要件として、保証人の契約締結能力と弁済資力とが必要であると定める。加えて、民法典二二九六（旧二〇一九）条は保証人の支払能力が不動産所有を考慮して判断される旨を定め、民法典二二九七（旧二〇二〇）条が、保証人が支払不能となつた場合には代わりの保証人を立てる義務があるとしている。

しかし、これらの規定は、債務者が保証人を立てる義務を負う場合、すなわち、保証人が法定保証人または裁判上の保証人である場合のみを対象としている。約定保証については、伝統的に担保人の支払能力の評価は債権者に委ねられており、債権者がその者を受け入れる以上、その保証人の支払能力は問われない。債権者が適当だと認めたからには、たとえ、その保証人の支払能力が不足していたとしても保証契約の効力が左右されることではなく、殊に、保証人をその責任から解放するような性質のものではなかつた。たとえば、約定保証人の支払能力の不足によ

る免責が主張された破毀院商事部一九八七年三月三日判決は、「保証の性質上、債権者が民法典二〇一八条以下で求められている要請に合致しない保証人を承諾するのは自由である」と判示している。この判決にも見られるように、債権者が二〇一八条以下の要件に照らして支払能力の不足する者を保証人として認める可能性はある。しかし、その場合に、民法典に依拠する限りにおいては、従来、支払能力のない保証人のために、保証契約の効力が減縮、否定されることはないかった。

2 個人の過剰債務問題と消費法典における保証人の支払能力

保証法における比例原則、すなわち、保証人の財産および収入と保証債務との均衡への要請は、一九八九年一二月三一日個人および家計の過剰債務による困難の予防および解決に関する法律一〇一〇号、いわゆるネエルツ（Neiertz）法によって成文化された。一九七八年一月一〇日製品とサービスによる消費者の保護と情報に関する法律二三号七一四条、および、一九七九年七月一三日不動産分野における借主の情報と保護に関する法律九一四条の二つの条文がそれであつた。

一九八九年法は、商人破産主義の伝統を有したフランスにおいて初めて、個人債務の整理手続を法制化したものである。制定当時、住宅ローンやクレジットの濫用によって、支払能力を超える債務を抱え込んだ個人の過剰債務が深刻な社会問題となっていた。^{〔2〕}一九七八年法七一四条、一九七九年法九一四条は、保証人を人質とするような濫用からの救済として設けられたと説明される。創設の経緯から個人の過剰債務状態の予防を目的として、債権者に保証人の支払能力を確認するよう要請するものであつた。

一九九三年に消費法に関連する諸規定が法典化され、消費法典が成立した。^{〔3〕}一九七八年法七一四条、一九七九年法九一四条は統合され、消費法典L・三一三一〇条となつた。^{〔4〕}

消費法典L・三一三一〇条

金融機関は、その義務がその締結時に当該保証人の財産および収入に比べて明らかに不均衡であった場合には、請求を受けた時点で、保証人の財産が保証人による金融機関に対する義務の履行を可能にする場合を除き、本編第一章、第二章にかかる信用取引について自然人によって締結された保証契約を利用できない。

この規定の創設によつて、保証はその哲学を変更し、衰弱したという指摘もなされている。^{③2} 保証の効力を大きく削ぐものとなりうるからである。

この消費法典L・三一三一〇条の適用対象となる保証は、消費信用と不動産信用について金融機関のために、自然人が締結した保証である。保証契約が私署証書によつてなされたものか、公正証書によるものかは区別されない。^{③3} 保証債務とその財産・収入が「明らかに不均衡な（manifestement disproportionné）」場合というのは、保証人の支払不能（insolvenabilité）を意味するといわれているが具体的な定義はなく、^{③4} 事実審裁判官の権限に委ねられている。金融機関に対して、保証契約締結時に、単なる誠実義務（devoir de bonne foi）に加えて、保証人の支払能力を確認する義務を課すものとなつており、それが守られなかつた場合には担保の全部の効力が失われる。^{③5} 債権者が、保証人となるべき者にその財産と収入とを書面に記載させ、その書面を保存しておく」とが想定されている。効果も独特なものである。「保証契約を利用できない（ne peut se prévaloir.）」というのは他にないものであるため、議論がある。保証の効果がない（inefficacité）のであるが、無効（nullité）とは区別される。保証契約の有効な成立は認められるからである。そりで、多くは、それは保証契約を締結すべきでなかつた債権者のフォートある態度に対してもサンクションを課すものであつて、失効（déschéance）であると説明している。^{③6} その効果は全か無かであり、保証債務を合理的な範囲に減縮するものではない。

二 法律と判例、それぞれの比例原則

1 主債務者会社の経営者による保証をめぐる破毀院判例

従来、民法典⁽¹⁾一〇一八（現二三九五）条の保証人の支払能力に関する要件は債権者の利益のために定められていて、たとえ保証契約によって生じる保証債務がその支払能力を超えることになったとしても、そのような保証契約を締結させることには何ら問題がないと考えられていた。ところが、一九八九年法によって保証債務と保証人の財産・収入との均衡を求める比例原則の規定（後の消費法典L・三一三一⁽²⁾〇条）が導入された後、後述するように、消費法典L・三一三一⁽³⁾〇条の適用対象から外れる商取引についての主債務者会社の経営者の保証について、債権者が保証人の支払能力への配慮を求める画期的、衝撃的な判例が登場した（破毀院商事部一九九七年六月一七月判決、マクロン判決⁽⁴⁾）。しかし、その後、破毀院商事部一〇〇二年一〇月八日判決ナウーム判決⁽⁵⁾が一九九七年判決と異なる要素を考慮して、判例上の比例原則に大きな修正を行っている。⁽⁶⁾

(a) 破毀院商事部一九九七年六月一七月判決（マクロン判決）

ダニエル・マクロン（Daniel Macron）氏は、銀行に対し、自身が社長を務める会社の一切の債務について、二〇〇〇万フランに利息、手数料等を加えた額を限度として手形保証人になった。その後、会社は裁判上の更生手続きに入り、債権者である銀行は保証人であるマクロン氏に対して、保証債務の履行を請求した。マクロン氏は、銀行への支払いを命じた原判決〔CA Paris, 15e ch.A, 8 févr. 1995〕を不服とし、明示的な保証を求める民法典⁽¹⁾一五（現二三九二⁽²⁾）条に反したために生じた錯誤〔民法典⁽¹⁾一〇一〇条〕、終身契約の無効、債権者による情報提供〔一九八四年三月一日法律四八条（現・通貨金融法典L・三一三一⁽³⁾二三⁽⁴⁾条〕の不備等を理由に破棄申立てを行った。これに対して、銀行も、原判決が一五〇〇万フランの損害賠償をマクロン氏へ支払う義務があるものとし、この金額が手形保証人の保証債務としてマクロン氏が負担する一〇〇〇万フランと相殺されると命じたことを不服として、

付帯の破棄申立てを行った。

破毀院は、次のように述べて、両者の破棄申立てをいずれをも棄却した。マクロン氏が三万七五五〇フランの月収と四〇〇万フランに満たないその財産に“明らかに均衡を欠く”二〇〇〇万フランの手形保証に同意したことを考えても、マクロン氏はその合意を損なうような錯誤には陥っていなかった。しかし、当該事実関係のもとにおいては、“自然人によって担保される額の法外さ”により、銀行は誠実さ (*bonne foi*) を欠いており、手形保証人の財産および収入と“全く見合わない”手形保証を請求することによってフォートを犯したと判断しうる。

(b) 破毀院商事部二〇〇一年一〇月八日判決（ナウーム判決）

ダヴィッド・ナウーム (David Nahoum) 氏は、数年来、商品取引と不動産開発を行っていたが、その息子マーク (Marc) らと株式会社を設立した。パリにいくつかの不動産を取得した会社は、銀行の金融協力を得た。ナウーム父子はそれぞれ二三五〇万フランの限度で、その約務の連帶保証人になった。会社について、裁判上の清算手続きが開始され、銀行は保証人に対してその約務の履行を請求した。保証人は、特にその資力に見合わない保証に同意させたことを非難して金融機関の責任を追及した。ナウーム父子は、以下の理由により原判決 [CA Paris, 18 juin 1999] を不服とし、破棄申立てを行った。銀行は、保証人の資力との均衡を欠く保証債務を取得した場合、保証人に対して損害賠償義務を負うのであり、息子マークは月収が三万フランであるのに二三五〇万フランの保証債務を負つたことでの、銀行に対する損害賠償請求を行う。控訴院は、主債務者会社の事業の成功によって得られる利益に基づく判断をしたが、そのことは、保証人の資力との均衡を欠く保証債務の取得に対しても、濫用的な性格を除去するものではない。

これに対しても、破毀院は、次のとおり申立てを棄却した。ナウーム父子はそれぞれ会社の社長と総支配人であり、保証人の収入と財産、会社の事業である不動産取引が期待どおりに成功した場合の合理的に予見可能な返済能力について、銀行が、父子も知らなかつた情報を持つていたことを主張も立証もしておらず、銀行の責任を追及する根

拠がない。

(c) 小括

これら二つの破毀院判決の事案は、消費法典L・三一三一〇条の規定による法律上の比例原則の適用範囲をはみ出すものであった。一九八九年法改正以降、消費信用・不動産信用による債務を保証する自然人と金融機関との契約については、保証債務と保証人の財産・収入との間に均衡が要請されてきた。しかし、消費法典L・三一三一〇条はもともと保証一般への適用を意図して制定されたものではなかった。その適用対象は自然人であり、しかも、主たる債務は消費信用・不動産信用による債務であって、経営者が自ら経営する会社の債務を保証する場合は対象外であった（表1）。

それにもかかわらず、破毀院商事部一九九七年六月一七月マクロン判決は、消費法典の適用対象とならない事案について、保証債務が保証人の財産・収入に見合ったものでなくてはならないという考え方を採用した。消費法による一般法（民法）への影響であるといわれている⁽⁴⁵⁾。しかし、条文の根拠は、債権者のフォートに基づく損害賠償責任、不法行為責任を定める民法典一三八二条⁽⁴⁶⁾であった。その損害賠償債権は、保証人に対する履行請求権と相殺される。民事責任の一般法に基づくこの判決の基準では、債権者についても保証人についても、制限は明示されていない。そのため、可能性としては、債権者は誰でも、すべての保証人に対し、その支払能力に配慮しなくてはならないことになった（表2）。

ところが、保証人の属性を問わないマクロン判決の示した射程は広すぎると受け止められた。経営者保証人は、債権者と主債務者との取引に精通しており、その者自身が事業者として活動し、場合によつてはその事業の成功から巨額の利益を受けうる。そのような経営者保証人にとって、マクロン判決の法理はあまりに有利であり、結果的に、保証を過度に脆弱なものとすると考えられたからである⁽⁴⁷⁾。破毀院商事部一〇〇二年一〇月八日ナウーム判決では、支払能力に見合わない保証契約に署名させたことを理由に銀行の責任を追及した保証人の破棄申立ては棄却さ

表1 消費法典 L.313-10条

債権者	保証人	自然人保証人
	経営者	
金融機関		消費・不動産 信用の保証
事業者		
すべての債権者		

表2 1997年6月17日判決（マクロン判決）

債権者	保証人	自然人保証人
	経営者	
金融機関	(事案は事実上の 債務の保証)	
事業者		
すべての債権者		

表3 2002年10月8日判決（ナウーム判決）

債権者	保証人	自然人保証人
	経営者	
金融機関	(事案は事実上の 債務の保証)	
事業者		
すべての債権者		

表4 消費法典 L.341-4条

債権者	保証人	自然人保証人
	経営者	
金融機関		
事業者		
すべての債権者		

表6 担保法改正委員会草案2305条

債権者	保証人	自然人保証人
	経営者	
金融機関		
事業者		
すべての債権者		

[■] 比例原則が適用されるもの

れた。二〇〇二年判決では、債権者が不法行為として、保証人に対し責任を負うべきであるのは、銀行が保証人の支払能力と取引の収益性に関して熟知しており、その反面、保証人が何の情報も得ていない場合に限られることが示された。したがって、二〇〇二年判決に至って、たゞ単に保証人の収入・財産との不均衡が存在したことだけでは、債権者の責任追及は行えないことになった。判例上の比例原則については、今後は、より個別具体的に、債権者的行为態様が問題とされることになる（表3）。

2 法律上の比例原則の一般化

二〇〇三年八月一日経済活性化のための法律七二一号は、消費法典に新たに、事業者である債権者との間で締結された自然人による保証すべてを対象とする比例原則の規定^⑯を追加し、議論を呼んでいる。

保証に関する規定は、同法の当初の草案には存在しなかつたが、国民議会の第一読会において保証人保護の強化のため、消費法典L・三四一一二条、L・三四一―三条等が追加された。さらに、その後の元老院の特別委員会は協議の結果、さらなる条文の追加を提案した^⑰。委員会担当者である元老院議員 Jean-Jacques Hyest は、事業上の債権者に対する義務を負う自然人保証人すべてに対しても、特別法による保護を拡張すべきだとした。元老院の審議（二〇〇三年三月二六日）における彼の主張は、すべての自然人にに対する事業上の債権者からの保護を目的として、すでに消費信用と不動産信用の取引の保証について存在する保証人保護策、すなわち、自然人保証人の保証債務がその財産と収入に見合つたものであることの要請を自然人保証人一般へと拡張すべきであるというものであった。この修正案は、特に反対もなされず可決され、法律となる。その結果として誕生したのが、消費法典L・三四一―四条である。

消費法典L・三四一―四条

事業上の債権者は、その約務がその締結時に当該保証人の財産および収入と比べて、明らかに不均衡であった場合には、請求を受けた時点で、保証人の財産が保証人による債権者に対する債務の履行を可能にする場合を除き、自然人によって締結された保証契約を利用することができない。

この改正により、対象となる債権者の範囲が金融機関から事業上の債権者へと拡張された。また、従来、消費信用・不動産信用に限定されていた被保証取引も無制限となり、経営者が保証人である場合を含め、個人が保証人となる場合すべてが適用対象となつた（表4）。

四 比例原則の現在と将来

1 二つの比例原則の異同

法律上の比例原則と判例上の比例原則との間には、その要件にも効果にもさまざまな差異が存在している。⁵³⁾（表5）。

法律上の比例原則は、L.三一三一
一〇条にせよL.三四一―四条にせよ、

個人の過剰債務問題への対応の中で出現した規定である。他方、判例上の比例原則は、消費法典の規定に影響されたものだといわれているが、二〇〇二年判決以降は、ただ単に、保証債務と

保証人の財産・収入とが客観的に不均衡であれば債権者に責任が生じるというわけではなく、保証取引において、債権者がどのように行動すべきかを考え、債権者、保証人それぞれの置かれている状況を判断したうえで、責任の有無と程度が判断されるようになっている。

表 5 法律上の比例原則と判例上の比例原則⁵⁴⁾

		法律(消費法典)上の比例原則		判例上の比例原則
		L.313-10条	L.341-4条	民事責任の一般法
適用対象	規範による受益者	すべての自然人		通常は会社経営者を除く自然人（破綻院商事部2002年10月8日判決～）
	被担保債権	消費信用、不動産信用から生じる債権	すべての債権	すべての債権
	債権者の資格	金融機関	事業上の債権者	関係なし
要件	不均衡の判断時点	保証契約締結時と保証人への請求時		保証契約締結時
	適用対象と考慮要素	保証人の財産・収入と明らかに不均衡な約務 保証債務と支払能力との不均衡(金額) 客観的 (objective)		債権者のフォート（行為態様） 主観的 (subjective)
効果	不均衡の効果	債権者が保証を利用する権利の失効		損害賠償請求権の発生 (保証債務と相殺)
	消滅時効期間	失効が抗弁として主張可能である以上時効消滅なし		不法行為責任の請求権 ：10年〔民2270-1条〕 契約責任の請求権 ：民事保証30年〔民2262条〕 商事保証10年〔商L.110-4条〕

(a) 適用対象と要件——不均衡な保証の判断

法律上の比例原則では、個別具体的な債権者の行為態様は問題にされない。客観的に、保証債務の額と保証人の支払能力とが比較される。これに対して、判例上の比例原則に拠つて債権者に責任があるか否かが判断される場合、契約の相手方である保証人の状況によって、結論が異なりうる。比例の評価は主体の行為態様について行われる。⁵⁵⁾

それによって、債権者のフォートを判断する基準が変わるからである。通常は、保証人が主債務者会社の経営者 (caution dirigeante) であったか、経営とは無関係な素人の保証人 (caution profane) であったかにより区別される。ただし、素人の保証人として、近親者と第三者は区別されていない。保証人の資力が十分でない場合には、たとえそれが特定保証であっても、銀行が注意を喚起しなかつたことが保証人に対する助言義務 (obligation de conseil) または保護義務 (obligation de mise en garde) の違反であると考えられる余地がある。⁵⁶⁾事情に通じていない保証人は、その保証債務が自らの財産と收入に見合わないほどの巨額なものであることを示すだけよい。

保証人が会社経営者である場合には、二〇〇二年ナウーム判決に示されているように、破毀院は、保証債務に見合っているかどうかを検討するものとして、保証人の収入と財産に加え、会社の事業が成功した場合の合理的に予見可能な支払能力、および、保証人が債権者の有する情報を知らないこと（債権者の詐欺的沈黙）を判断すべき要素とした。

判例が保証人の支払能力とその責任との間の均衡を問題にする場合には、保証契約の締結時についてのみ判断され、その時点において債権者にフォートがあったかどうかが問われる。これに対して、法律上の比例原則では契約締結時と履行請求時の二回判断される。法律上の比例原則においては、保証契約は無効ではないため、履行請求時に保証人の財産が保証によって負担した債務に応じることが可能となつた場合、債権者は保証契約の効果を利用できる。

(b) 効果——不均衡な保証のサンクション

消費法典上の比例原則では「保証契約を利用することができない」と定められている。債権者は、契約締結時にその約務と保証人の財産・収入との間に明らかな不均衡が存在していたときには、その保証を完全に利用できない。なお、明らかな不均衡の判断は、事実審裁判官に委ねられている。⁶⁷⁾

これに対して、判例上の比例原則の場合、債権者に民法一三八二条の民事責任に基づく損害賠償責任があるものと判断されたときには、⁶⁸⁾裁判所は、その損害賠償債務と保証人の債務との相殺を行い、その結果として、保証人の責任を減縮する。

2 二つの比例原則の衝突と共存

(a) 法律上の比例原則の拡張

二つの比例原則は、一方（法律上の比例原則）は個人の過剰債務問題への対応、他方（判例上の比例原則）は保証取引において期待される債権者の行為規範という異なる根拠のもとで、その適用対象も要件も効果も違うものとして展開してきた。⁶⁹⁾とりわけ、後者、民事責任の一般法による救済は、保証人の保護の要請があるが特別規定が不十分である場合に、その隙間を埋めるものとして機能していた。⁷⁰⁾

しかし、二〇〇三年に現れた消費法典L・三四一一四条は、事業上の債権者に対するすべての債権のすべての自然人による保証という広範な適用範囲を持つために、法律上の比例原則と判例上の比例原則のすべてを覆い尽くすものであった（図1、表4参照）。

まず、消費法典L・三二三一〇条は、L・三四一一四条よりも適用対象が狭いために、特に参考する必要のない無用なものとなつた。また、裁判所は、保証債務の額と保証人の支払能力との不均衡に加えて、債権者が保証人も知らない情報を得ていたこと等に基づいて債権者の責任を生じさせるものとして、枠組みを構築してきた。しかし、消費法典L・三四一一四条はその広範さのために、判例上の比例原則が機能する領域を奪いかねない状況にあ

保証人の「過大な責任」(能登)

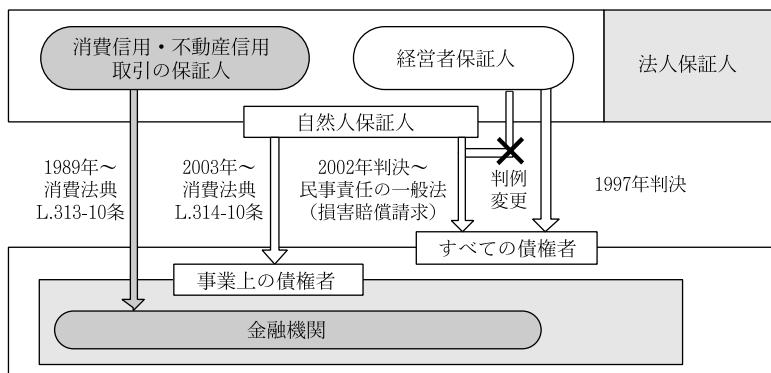
り、現に、二〇〇三年法によって廢れたとの記述も見られるところである。^{65) 66)} 判例上の比例原則を残し、両者を共存させる道はないのであろうか。

(b) 二つの比例原則の共存

二〇〇六年三月二三日オルドナンス三四六号により担保法の大幅な改正がなされた。⁶⁷⁾しかし、保証については、オルドナンスによる立法を可能とする授權法が制定される際に、保証に関する規定がすべて、実質的な改正対象から外された。そのため、保証規定は、新しく設けられた第四編にその第一章として、改正前の民法典二〇一条から二〇四三条が二二八八条から二三三〇条へと、条文番号だけが変更されて移されるにとどまった。

実際のところ、改正草案の作成を担当したグリマルディ教授を中心とする担保法改正委員会においては、保証に関する議論もなされ、条文案も用意されていた。委員会草案では、消費法典のL.三二三一〇条とL.三四一一四条とに別々に規定されている比例原則について、両者を廃止したうえで、消費法典ではなく、民法典に次の条文を新設する提案をしている。

図1 保証人からの責任制限のための請求



担保法改正委員会による草案二三〇五条⁶⁵⁾

自然人によって事業にかかわりなく同意された保証は、その締結時に当該保証人の財産および収入と比べて、明らかに不均衡であった場合には、請求を受けた時点で、保証人の財産が保証人による債務の履行を可能にする場合を除き、減縮されうる。

消費法典L・三四一・四条の広範な適用範囲は、委員会草案においては縮小され、事業取引の債務について保証人となる会社経営者が排除された（表6）。また、保証人の支払能力と保証債務との不均衡によつてもたらされる効果は無効や失効ではなく、減縮である。⁶⁶⁾

この草案が現実に法律の条文となれば、まず、特別法である消費法典の中に一般原則が含まれるという状態が解消されることになるとして歓迎されている⁶⁷⁾。また、それと同時に、現在、消費法典L・三四一・四条のために使われなくなっている判例上の比例原則による救済を回復するものにもなりえよう。

五 結びにかえて

本稿においては、法規定といくつかの破毀院判例の紹介・検討を中心に、フランス保証法における比例原則の出現とその展開の軌跡をたどった。

保証人の支払能力は、伝統的には、保証の効果に影響を及ぼすものではなかつたが、近時の立法と判例は、債権者に対する保証人の支払能力への配慮の要請を示していた。保証法における比例原則は、一方で、社会経済政策の重要な論点となり、常に、時の政権に左右されるという倒産法⁶⁸⁾の改正に伴つて、他方で、個別具体的な事件を適切に解決するための民事責任の一般法の解釈として、その適用対象を変えながら発展を遂げてきたものであつた。担

保法改正委員会の準備した草案が現行法を大きく修正することを目指すものであるように、フランス保証法は、現在も、担保としての実効性確保と保証人保護の要請との間で揺れ続けており、今後も注目し続ける必要がある。

また、民事責任の一般法を用いた判例上の比例原則の登場について、消費法による一般法（民法）への影響のあつたことが指摘されている。法領域の差、アプローチの違いにもかかわらず、比例原則に關して見られた、ある法による規律の別の法への影響は、今後、わが国の法制度を考えいく上でも参考になると思われる。二〇〇六（平成一八）年一二月に改正された貸金業法（旧・貸金業の規制に関する法律）においては特定の債権者に對して数々の義務が要請されている。これらを、ただ単に行政による指導の根拠にとどまるものとしてではなく、保証契約において当事者間に当然に期待される事項であつて、より積極的に、私法上の効果にも影響を及ぼすものであると構成することができれば、大きなインパクトとなるであろう。今後の検討課題としたい。

（付記）本稿は、科学研費補助金（若手研究(B)・課題番号一七七三〇六六）の助成を得て行われた研究成果の一部である。

注

- (1) 最判昭和三三・六・一九民集一二巻一〇号一五六二頁等。
- (2) 「保証人が過大な責任を負いがちな保証契約について、その内容を適正化するという観点から、根保証契約を締結する場合に限度額や期間を定めるものとすることなど、保証制度について見直しを行ふ必要があると思われるので、その要綱を示されたい」（法務大臣諮問第六六号、平成一六年二月）。
- (3) 二〇〇四年民法改正の趣旨につき、筒井健夫『Q&A新しい保証制度と金融実務』金融財政事情研究会（二〇〇五年）を参考照。
- (4) 加藤雅信『新民法大系III債権総論』有斐閣（二〇〇五年）四七三頁。
- (5) 我妻栄『新訂債権総論』岩波書店（一九六四年）四五一、四五二、四五七頁。

西村信雄『継続的保証の研究』岩波書店（一九五一年）

西村信雄・注(6)四八頁。

(8) (7) (6)
保証人の予測可能性を高めるために、ただ単に、書面を要求するだけで十分であるかという問題は残されている。たとえば、貸金業法には契約締結前の書面交付義務〔二六条の二、三項〕、契約締結後の書面交付義務〔一七条三項、四項〕が定められているが、これらを保証契約一般、少なくとも個人による保証契約については、債権者に一律に課すことも検討されるべきではないだろうか。

(9) 保証人のリスク引き受けの意思について、山下純司「保証意思と錯誤の関係」法学会雑誌〔学習院大学〕三六卷二号（一〇〇一年）七三～一〇四頁。

(10) たとえ、民法の法文上、主債務者の委託を受けた保証人が主債務者に對して、事後的にあるいは事前の求償権を有するとしても〔民法四五九、四六〇条〕、現代社会においては、通常それは幻想でしかない。しかも、主債務者が破産するに至った後に免責許可決定を得た場合には、保証債務の付従性による消滅は法文上においてさえも否定されており〔破産法二五三条二項〕、保証人は、求償権による裏打ちなしに保証債務の履行を強いられる。

(11) 原田昌和「巨額な共同責任の反良俗性（一）（二・完）——ドイツ良俗則の最近の展開・その一」法学論叢一四七卷一号（一九九九年）二四～四五頁、一四八卷一号（二〇〇〇年）八五～一〇七頁、原田昌和「極端に巨額な保証債務の反良俗性（一）（二・完）——ドイツ良俗則の最近の展開・その二」法学論叢一四八卷二号（二〇〇〇年）一八～三四頁、一四九卷五号（二〇〇一年）四六～七二頁、齋藤由起「近親者保証の実質的機能と保証人の保護——ドイツ法の分析を中心」（一）～（三・完）「北大法学論集五五卷一号（二〇〇四年）一一三～一六〇頁、二号（二三～三五九頁、三号二二三～二六九頁、川地宏行「根保証人の責任減免に関するドイツの判例法理」クレジット研究三三号（二〇〇五年）一五七～一七五頁、佐藤啓子「近親者による人的担保負担とドイツの良俗判例」桃山法学七号（二〇〇六年）一五五～一八一頁等。

(12) 我妻栄・注(5)四七三～四七四頁。

(13) 後藤勇「継続的保証における保証責任の限度——最近の裁判例を中心として」『民事実務の研究』判例タイムズ社（一九九六年、初出一九八一年）五八～九六頁。最判昭和四八・三・一金判三五八号二頁の他、最近のものでは東京地判平成一二・一・二六判時一七三五頁、東京地判平成一三・六・二五判タ一〇八四号一七九頁、札幌地判平成一七・九・一六金判一二二・六号二六頁、東京地判平成一七・一〇・三一金法一七六七号三七頁等。

(14) この信義則等による保証人の責任に対する合理的制限を、当事者意思の探求の領域にとどまるものと見るのはか、それとも、当事者意思とは直結しない法律・慣習・衡平の概念に依拠してなされるものと見るべきかは難しい問題である（山口俊夫『概説フランス法（下）』東京大学出版会（1990四年）104～113頁、特に衡平に關する110～111頁参照）。

(15) 東京地判平成二・一〇・一八金法一五九一号六四頁、東京地判平成二・一・一六判時一七三五号九二頁、東京地判平成一二・一・二七判時一七二五号一四八頁等がある。

(16) Sophie Le Gac-Pech, *La proportionnalité en droit privé des contrats*, préface de Horatio Muir-Watt, LGDJ, 2000.

(17) 金山直樹「フランス契約法の最前線—連帯主義の動向をめぐって」判例タイムズ「一八三号（1995年）九九～一九頁。
(18) 以下では、わが国での用語法に従い「保証人の約務（engagement de caution）」を「保証債務」と云ふ。

(19) Nicolas Mollessis, *Le principe de proportionnalité en matière de garanties*, Banque & droit, n° 71, mai-juin 2000, p. 4-11.

(20) ただし、わが国でも、貸金業法（旧・貸金業の規制に関する法律）には、支払能力に関する規定が置かれている。平成一八年一二月の改正前からすでに、同法二三条一項は、「貸金業者は、資金需要者である顧客又は保証人となるうとする者の資力又は信用、借り入れの状況、返済計画等について調査し、その者の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。」と定めていた。平成一八年一二月一〇日成立の新「貸金業法」においては、顧客等の収入又は収益その他の資力、信用、借り入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項の調査が貸金業者に義務づけられ（二三条）、貸金業者からの総借入額が、原則として、年収の三分の一を超えるものが過剰貸付けである旨、明記された（二三条の二）。ただし、年間収入の三分の一を基準とする過剰融資に関する規制（「総量規制」と呼ばれる）が保証人にも適用されるか否かは、二三条の一、二項が「貸付けに係る契約と保証契約」（二条三項）を意味する「貸付けにかかる契約」と明記しているため、適用を肯定する見解（日本弁護士連合会上限金利引き下げ実現本部編『Q&A改正貸金業法・出資法・利息制限法解説』三省堂（2007年）七五～七八頁）と、直接的な適用ではなく保証人となるうとする者の収入や借り入れの状況、保証契約の内容、主債務者の返済確実性等の総合的判断に委ねるべきであるとする見解（大森泰人編『Q&A新貸金業法の解説』金融財政事情研究会（2007年）九三～九五頁）に分かれている。

(21) わが国でも、すでに保証人の支払能力に着目した主張が示されていた（小杉茂雄「保証債務成立に関する一考察（一）（一・完）」阪大法学一二二号（一九七九年）四三～八二頁、一二五号（一九八〇年）二五一～二二〇一頁参照）。民法四五〇条及び五〇四条を根拠に、「保証法独自の解釈論から保証引き受けの際に慎重ならしめる要請を満たし、保証の危险性の問題を少しで

の解決する方向に導く」（一一一号四八頁）」じを意図して、保証契約の締結時に、主たる債務の性質及び広狭を査定である」と（保証人の責任範囲の予測）および、保証人が主たる債務の履行を確保できる弁済資力を有する」と（保証人の担保価値）を保証債務の成立における新しい要件にすぐれども主張している（一一五号「九一頁）。その効果については、保証人の担保価値に応じた保証債務の成立の部分的否定を認めるべきだといふ（一一五号「九四頁）。ただし、主たる債務の履行期に相当な担保価値を有するに至った場合にはいづれ、成立を否定する必要はない（一一五号「九四頁）。

(22) 本稿においては、以下の文献は傍線部のみを示して引用表記する。

Laurant Aynès et Pierre Crocq, *Les sûretés. La publicité foncières*, 2e éd., Defrénois, 2006.

Michel Cabrillac et Christian Mouly, *Droit des sûretés*, 6e éd., Litec, 2002.

Dominique Legeais, *Sûretés et garanties du crédit*, 4e éd., LGDJ, 2004.

Dominique Legeais, *Travaux dirigés de droit des sûretés*, objectif droit, 4e éd., Litec, 2006.

Stéphane Piedelievre, *Les sûretés*, 4e éd., Armand Colin, 2004.

Gael Piette, *Droit des sûretés, sûretés personnelles, sûretés réelles*, Gualino éditeur, 2006.

Philippe Simler, *Cautiomnement et Garanties autonomes*, 3e éd., Litec, 2000.

Philippe Simler et Philippe Delebecque, *Les sûretés. La publicité fonciere*, Précis Dalloz, 4e éd., Dalloz, 2004.

(23) フランス民法典（一九五条（旧）一〇一八条）保証人を立て義務を負う債務者は、契約する能力を有し、債務の目的にてこゝへ責任を負つたのに十分な財産を有し、かつ、その住所が保証人を立てるべき國王裁判所（控訴院）の管轄区域内にあることを〔保証人として〕提示しなければならぬ。

(24) Stéphane Piedelievre, *Le cautionnement excessif*, *Defrénois* n° 13-14, 1998, art.36836, p.849; Simler 2000, n° 237; Piedelievre 2004, n° 173; Simler et Delebecque 2004, n° 118.

(25) Cass. com., 3 mars 1987, *Bulletin* 1987 IV n° 58 p. 45. 事案は次のとおりであった。株式会社社長であるマグノール（Magboule）氏は、銀行に對して異なる二つの契約によつて五〇万フランを限度に、会社の債務の連帶保証人になつた。会社は裁判上の更生手続に入り、マグノール氏は銀行から請求を受けた。控訴院判決は、マグノール氏に、保証人として一〇〇万フランを銀行に支払うよう命じた。マグノール氏はこれを不服とし、銀行が保証人にその支払能力との均衡を欠く保証債務を生じさせる契約への署名をさせたことは、銀行の情報義務と助言義務（obligation de renseignements et de conseil）に反して

いの等じにて破棄申立てを行つた。

(26) Legeais 2004, n° 171では、立法者はドイツ法から示唆を得たところである。

(27) Gilles Paisant, La loi du 31 décembre 1989 relative au surendettement des ménages, *JCP* G, n° 29-30, 1990, art.3457, spéc. n° 101-117.

(28) 後藤巻則・野澤正充・町村泰貴・柴崎暁「《特集》フランスの消費者信用法制」クレジット研究(八号)(1001年)四六～五七頁、小糸吉章『フランス倒産法』信山社(1005年)九七～一〇二頁。なお、拙稿「フランス倒産法における保証人の法的地位(1)」彦根論叢三五一号(1004年)一五〇頁掲載の引用文献も参照。

(29) Simler 2000, n° 246.

(30) 一九八九年法は、消費法典に統合された後、一九九五年、一九九八年、1001年にそれぞれ、一九九五年一月八日司法組織および民事刑事行政手続きに関する法律一二五号、一九九八年七月二九日法律六五七号、1001年八月一日都市および郊外再生の指針とプログラムの法律七一〇号によって改正された。

(31) 消費法典第三部「債務の負担」第一編「信用」第三章「第一章、第二章に共通の規定」第一節「人的担保」には、自然人による消費信用および不動産信用上の債務の保証について、比例原則(消費法典L. 111-10条)以外に、次の規定が置かれている。私署証書で保証契約が締結される場合の債務内容に関する保証人による手書き記載[L. 111-7条]、連帯保証である旨の保証人による手書き記載[L. 111-8条]、主債務者による支払事故の際の債権者による通知義務[L. 111-9条]、自然人による消費信用および不動産信用上の債務に対する独立担保の禁止[L. 111-10-1条]。なお、L. 111-7条からL. 111-11-9条の規定は一九八九年改正時、すでに導入されていたものである。

(32) Piedelievre 2004, n° 173.

(33) Simler 2000, n° 247; Piedelievre 2004, n° 174.

(34) Simler 2000, n° 248.

(35) Piedelievre 2004, n° 175.

(36) Simler 2000, n° 248; Paisant, note (27) n° 109; Aynès et Crocq 2006, n° 300.

(37) Legeais 2004, n° 171.

(38) Simler 2000, n° 248; Piedelievre note (24); Piedelievre 2004, n° 176; Legeais 2004, n° 171; Piette 2006, p. 46. ただし、無効

(nullité) シュルトワ・ド・ボニエ (Paisant, note (27) n° 111)。

- (39) Cass. com., 17 juin 1997, 95-14105, arrêt Macon, *Bull. civ.* IV, n° 188 p. 165; *JCP E* 1997, n° 37, p. 309; *JCP E* 1997, II, n° 1007, p. 235-238, note D. Legeais; *JCP* 1998, n° 5, pp. 170-177, obs. Ph. Simler; D. 1998, *jurispr.* n° 16, p.208-213, note J. Casey; *Bull joly*; oct. 1997, § 313, p. 866-870, note P. Le Cannu; *RTD civ.* (1), janv.-mars 1998, p. 100-101, obs. J. Mestre et n° 114 et; *RTD civ.* (1), janv.-mars 1998, p. 157-161, obs. P. Crocq.

- (40) Cass. com., 8 oct. 2002, 99-18619, arrêt Nahoun, *Bulletin* 2002 IV n° 136 p.152; *JCP E* 2002, p.1920; *Bull joly* févr. 2003, n° 31, p.133-140, note J. Devèze; *Banque et droit*, n° 87, janv.-févr. 2003, p.52, obs. F. J.

- (41) David Bakouche, La proportionnalité dans le cautionnement à l'épreuve de la loi et de la jurisprudence, *Contrats concurrence consommation*, avr. 2004, chr.5, p. 8 n° 5.

- (42) 民法典二二一九二条 保証は何ら推定されない。保証は明示的でなければならず、それが締結された限度を超えて拡大されることはできない。

一九八四年三月一日企業の窮境の予防と和解的整理に関する法律一四八号

(43) 通貨金融法典I・二二二-二二二一条 金融機関は、自然人または法人による保証を条件として、企業に対する融資協力に同意したとき、遅くとも毎年三月三一日に、保証人に對して、前年一二月三一日に発生していた元本、利息、手数料、費用、その他の従たるもの、および、の契約の期間を、保証人の利益となる義務として、保証人に知らせなければならない。その契約が期間の定めのないものである場合、金融機関は、通常解約権（任意解約権）とそれが行使される条件を思ひ出させる。

(44) 前項に定めた形式の実現の欠如は、保証人との形式を行なう義務を負う金融機関との間の關係において、以前の情報提供から新たな情報の通知までの間に発生した利息を失わせる。主債務者によって行われた弁済は、保証人と金融機関との間では、債務の元本の弁済に優先的に充当され。

(45) Simler 2000, n° 250.

(46) フランス民法典二二二二条 他人に損害を生じさせる行為はいかなるものであってもすべて、過失によつてそれをもたらした者に、それを賠償する義務を負わせ。

(47) Legeais 2004, n° 172.

(48) 二〇〇一年改正前は一九九八年七月一九日法律六五七号による「第三部「債務の負担 (Endettement)」第四章「保証」に

は、主債務者による支払事故の際の債権者による通知義務に関する規定〔L・[1]四一～一条〕のみが置かれていた。〔1〕〇〇〔1〕年改正により、債権者が事業者である場合の保証について、保証人の財産・収入に不釣り合いな保証の失効〔L・[1]四一～四条〕以外に、債務内容に関する保証人による手書や記載〔L・[1]四一～一条〕、連帯保証である旨の保証人による手書や記載〔L・[1]四一～三条〕、連帯保証における限度額の記載〔L・[1]四一～五条〕、毎年末の債務残高の債権者による通知義務〔L・[1]四一～六条〕が追加された。

- (49) Christophe Albiges, L'influence du droit de la consommation sur l'engagement de la caution, *Etudes de droit de la consommation : Mélanges en l'honneur de J. Calais-Auloy*, Dalloz, 2004, p.1-27; Yves Picod, Proportionnalité et cautionnement, Le mythe de sisyphie, *Etudes de droit de la consommation : Mélanges en l'honneur de J. Calais-Auloy*, Dalloz, 2004, p.843-864; Pierre Crocq, Suretés et proportionnalité, *Etudes offertes au doyen Philippe Simler*, mélanges, 2007, Dalloz-Litec, p. 291-313.
<http://www.assemblee-nationale.fr/ta/2003-721.pdf> (2007/09/30 離線)
- (50) http://www.senat.fr/rap/102-217/102-2179.html#toc57 (2007/09/30 離線)
- (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58)
- 以降の記載」(48) 特に Simler 2000; Bakouche, note (41) を参照。Olivier Cupertier et Alain Gorny, L'engagement disproportionné de caution après la loi du 1^{er} août 2003, *JCP E* 2004, 1475 の「五七一～一五七八頁を参考に作図した」。
- Legeais 2004, n° 171.
- Cass. com., 3 mai 2006, *Bulletin* 2006 IV n° 102 p. 100 : *JCP E* 2006, note D. Legeais; RTD civ., 2007-01, n° 1, p. 103-105, obs. J. Mestre et B. Fages.
- Piedelievre 2004, n° 174-175.
- 「の民事責任の性質を契約上のものとつかずか不法行為上のものとつかざ」、「まだ解決やれどござる」(Legeais 2006, p. 21)。破毀院は、第一民事部 (Cass. 1^{re} civ., 9 juill. 2003, 01-14082, *Bulletin* 2003 1 n° 167 p.130; RTD civ. janvier-mars 2004, n° 1, p.124-126, note P. Crocq) が不法行為責任〔民法典1181条〕商事部 (Cass. com., 25 mars 2003, 00-22533, Inédit) が契約責任〔民法典1147条〕に基づいて判断をしたところ。ただし、契約責任における説明を含む規定 (Aynès et Crocq 2006, n° 293)。

民法典一一四七条 債務者は、必要がある場合には、その者の側になんら悪意が存しない場合であつても、不履行がその者の責めに帰すことができない外在的自由から生じたことを証明しないときはすべて、あるいは、債務の不履行を理由として、あらゆる履行の遅滞を理由として、損害賠償の支払いを命じられる。

(59) Piedelievre, note (24).

(60) Aynès et Crocq 2006, n° 292.

(61) Simler et Delebecque 2004, n° 179.

(62) Bakouche, note (41), n° 9.

(63) 一一〇〇六年二月二二日担保に関するオルドナンス三四六号の詳細については、「一一〇〇六年フランス担保法改正の概要」ジョリーム・ミリエ (一一〇〇七年) 二二一～五八頁 (山野日章夫「企画趣旨の説明及び今般改正の評価」二二一～二六頁、平野裕之「改正経緯及び不動産担保以外の主要改正事項」二六一～四九頁、片山直也「不動産担保に関する改正について」四九～五八頁) 参照。

(64) 一一〇〇三年九月、司法大臣の依頼により、シモール・グリマールディ教授 (アンリ・カピタン協会会長、パリ第一大学) を委員長とする担保法改正委員会が組織され、一一〇〇五年三月に担保法改正草案とその報告書が司法大臣に提出された。

(65) Avant-projet, Article 2305 Le cautionnement souscrit à titre non professionnel par une personne physique est réductible s'il apparaît qu'il était, lors de sa conclusion, manifestement disproportionné aux revenus et au patrimoine de la caution, à moins que ceux-ci, au moment où elle est appelée, ne lui permettent de faire face à son obligation.

(66) ジュヌーブ教授自身の私案もあり (Simler 2006, n° 65, p.50-51)。なお、シムノール教授の私案もあ (Simler 2004, p. 382)。

シムノール私案・民法典一一九条 自然人によつて締結された保証は、契約成立時に保証人の収入と財産とが明らかに不均衡であった」とが、請求を受けた時に、明らかになつた場合、減縮または取消しがなされる。あらゆる場合において、常に、債権者の請求権は、自然人保証人から消費法典L. 一一一～一一条によつて定められた最低保障生活費 (minimum de ressources) を奪う効果を持ち得ない。

(67) Bakouche, note (41) n° 8.

(68) 小梁吉章・注㉙一六六～一六七頁。なお、金融機関による詐害的支援 (soutien abusif) による責任——清算すべき企業に対

して融資を継続し、その企業が健全であるかのような外観を作り出し、予断を与えた場合に生じる金融機関の責任——を認めてきた判例とその責任の制限を行った二〇〇五年法改正の経緯について、同一四八〇一五二頁参照。

(69) Simler 2000, n° 250.

(70) 今回の資金業法等の改正は、政府による多重債務者対策の一環として行われたもので、I・資金業の適正化、II・過剰貸付の抑制、III・金利体系の適正化、IV・ヤミ金融対策の強化、V・多重債務者問題に対する政府を挙げた取り組みをその内容とす（<http://www.fsa.go.jp/common/dieu/165/01/gaiyou.pdf> (2007/9/30確認)）。

〔1100七年一〇月一日脱稿〕